

『ドガボンマーケティング大学校』

受 講 契 約 書

_____（以下「甲」という。）と株式会社ライアートプロモーション（以下「乙」という。）とは、甲が乙の動画制作教室「ドガボンマーケティング大学校」（以下「本サービス」という。）を受講するにあたり、本日、以下のとおり契約を締結する。

第1条（本サービス）

- 1 乙は、甲に対し、本サービスとして、乙が「ドガボンマーケティング大学校説明資料」において定める動画制作に関する学習指導、学習教材、学習場所の提供等を行う（以下「学習指導」という。）。
- 2 学習指導は、対面及びオンラインでの集団講義又は個別講義その他乙が別途定める方法で行う。
- 3 学習指導は、乙の指定する場所で行う。
- 4 学習指導の期間は、受講開始日から6ヶ月間とする。
- 5 学習指導の日時は、甲乙協議の上決定する。
- 6 学習指導に必要なパソコン、インターネット通信設備、乙の提供する学習教材以外の教材、学習ツール等は、甲の費用負担においてこれを用意するものとする。

第2条（乙の事情による学習指導の変更等）

- 1 乙は、必要に応じ又はやむを得ない事情により、学習指導日程、実施時間、実施場所、講義内容、使用学習教材等（以下「カリキュラム等」という。）を変更・中止することができる。
- 2 乙は、前項によりカリキュラム等を変更・中止した場合、変更・中止した内容、変更後の内容及び中止後の当該学習指導の取扱い等について、甲に対し、乙の施設内に掲示又は乙のホームページ上に表記することによって通知するものとする。

第3条（受講資格）

甲は、本サービスの受講資格として、以下の条件を満たすことを誓約する。

- (1) パソコン及びインターネット通信設備を保有し、インターネットサービスを利用可能であること
- (2) 動画制作に必要なパソコン操作に関する知識及び技術を有すること

第4条（対価の支払い）

- 1 甲は、乙に対し、本サービスの対価として受講料¥500,000（税別）を、本契約締結後1週間以内に支払う。
- 2 前項の支払いは、次の各号に掲げる方法より選択して行う。なお、支払にかかる手数料等は、甲の負担とする。
 - (1) 銀行振込

- (2) クレジットカード決済
- (3) 現金払い
- (4) その他、乙が別途定める方法

3 乙は、甲が本条1項の受講料全額を支払わない限り、甲に対する本サービスの提供を停止することができる。

第5条（甲の都合等による欠席、遅刻）

- 1 甲の都合による学習指導の欠席又は遅刻について、乙は甲に対し欠席又は遅刻相当分の受講料を返金することを要しない。
- 2 前項の場合、乙は甲に対し補講等を実施することを要しない。但し、甲が補講等を希望した場合、甲乙間において別途協議する。

第6条（クーリング・オフの適用除外）

本サービスは、電子計算機又はワードプロセッサの操作に関する知識又は技術の教授（いわゆるパソコン教室）を行うものではなく、特定商取引法に関する法律第4章（同法第41条ないし第50条）に規定する特定継続的役務提供には該当せず、同法の規定するクーリング・オフ制度は適用されない。

なお、本契約の解約については、甲乙間において別途協議する。

第7条（損害賠償・責任の範囲）

- 1 甲は、本契約に基づき乙から本サービスの提供を受けるにあたって、乙に損害を与えた場合、乙に対し、その損害の全て（弁護士費用及びその他実費を含む。）を賠償しなければならない。
- 2 甲は、甲が乙による本サービスの提供を受けるにあたり、乙の指定する外部サービスを利用することができる。この場合、乙は、甲に対し、外部サービス業者による債務不履行、不法行為責任について責任を負わない。

第8条（学習指導中に発生した成果物の著作権）

- 1 甲は、学習指導中又は学習指導に関連して新たに発生した動画、プログラムコードその他の著作物に関する著作権等の知的財産権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）について、乙がこれらを保存・蓄積した上、本サービスの円滑な運営、改善、乙又は本サービスの宣伝告知（第三者が管理・運営するメディアへの記事コンテンツの掲載等を含むが、これに限らない。）その他乙の事業のために、あらゆる態様で利用できることにつき予め同意する。
- 2 甲は、前項の著作物に関し、乙及び乙から権利を承継し又は許諾された者に対して著作権者人格権を行使しないことに予め同意する。

第9条（権利譲渡等の制限）

- 1 甲は、本契約上の地位又は本契約に基づく権利義務の全部又は一部を、第三者に譲渡し又は担保の目的に供することはできない。
- 2 乙が本サービスにかかる事業を他社に譲渡した場合（乙が消滅会社又は分割会社となる合併又は会社分割等による包括承継を含む。）には、当該事業譲渡に伴い本契約上の地位、本契約

に基づく権利、義務及びその他の情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡できるものとし、甲は、かかる譲渡につき予め同意する。

第10条（禁止行為）

- 1 甲は、学習指導を受けるにあたり、以下の各号の行為を行ってはならない。また、甲は、乙が、教室及び貸与機器の使用、受講の方法等について指示をしたときは、これに従うものとする。
 - (1) 他の受講生等に対する、退会の勧誘、本サービスと類似するサービスへの勧誘、働きかけ等の行為
 - (2) 乙による学習指導を妨害し、他の受講生、講師又はスタッフ等に危害を与える行為、他の受講者又は第三者の設備若しくは設備の利用又は乙の運営に支障を与える行為
 - (3) 乙又は第三者を誹謗中傷し名誉又は信用を傷つける行為その他法令に違反し又は公序良俗に反する行為
 - (4) 乙の提供する学習教材又はこれらを複製したもの（なお、電磁的記録を含む。）を他人に販売・贈与・交換など譲渡する行為若しくは有償無償を問わず他人に貸与する行為又は方法の如何を問わずその全部又は一部を第三者に開示、提供、漏洩する行為（なお、ウェブサイト、ブログ、SNS その他インターネットサービス上で公開する行為を含むが、これに限らない。）など、乙の知的財産権を侵害する一切の行為
 - (5) 乙と競合関係に立つ事業者及びその提携先に就職し、若しくは、当該事業者の役員に就任する行為又は乙と競合関係に立つ事業を自ら開業又は設立する行為
- 2 乙は、甲が前項に記載されている禁止事項やその他特約事項等に違反する行為を確認した場合は、甲に対する本サービスの提供を停止することができる。

第11条（秘密保持義務）

- 1 甲及び乙は、媒体の形式を問わず、本契約に定める内容において又はそれらに関連して開示され又は知り得た相手方の営業上、技術上その他の一切の秘密情報（乙の提供する学習教材や学習指導の内容及びその方法を含むが、これに限らない。以下「秘密情報」という。）について厳に秘密として保管し、相手方の事前の書面による承諾なく、本契約の履行以外の目的に使用してはならず、また、第三者に開示、提供、漏洩、複製してはならない。但し、法令の定めに基づき又は権限ある官公署から開示の要求があった場合は、当該法令の定めに基づく開示先に対し必要な範囲内に限り、開示ができる。
- 2 本条に基づく秘密保持義務は、次の各号に定める情報については適用されないものとする。
 - (1) 秘密情報の提供を受ける以前から公知であったか自らが所有していた情報
 - (2) 秘密情報の提供を受けた後に、自らの責に帰しえない事由により公知となった情報
 - (3) 秘密情報の提供を受けた前後を問わず、独自の開発により知得した情報
 - (4) 秘密情報の提供を受けた後に、正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに適法に知得した情報

第12条（個人情報等の取扱い）

- 1 乙は、本契約の遂行において取得した個人情報を、以下の目的の範囲内で適正に取り扱うも

のとし、甲の同意無く利用目的の範囲を超えて利用しないものとする。

- (1) 本人確認
 - (2) 講義等申込内容の確認及び本契約の遂行
 - (3) カリキュラム等の適正な実施
 - (4) 申込者本人からの質問、講義、説明会、各種イベント及び関連事業等に関する案内、問い合わせ
 - (5) 本契約に関する案内、問い合わせ、アンケート等の依頼
 - (6) その他前各号に付随する目的のため
- 2 甲は、乙による甲に対する学習指導の状況を撮影及び公開する場合があること、甲の肖像が乙の撮影した写真に写り込む場合があること、乙がこれを本サービスの宣伝告知（第三者が管理・運営するメディアへの記事コンテンツの掲載等を含むが、これに限らない。）等に利用することについて予め同意する。

第13条（解除）

甲及び乙は相手方が次のいずれかに該当するときは、相手方に対する事前の催告をすることなく直ちに本契約の全部又は一部解除できるものとする。

- (1) 第三者から差押え、仮差押え、仮処分、若しくは競売の申し立てを受け、又は、受けることが明白であるとき
- (2) 破産、会社更生手続開始又は、民事再生手続開始その他これらに準ずる法定手続を自ら申し立て、又は、第三者から申し立てられたとき
- (3) 支払停止若しくは振り出した手形、小切手等が不渡りになったとき、又は、手形交換所から取引停止処分を受けたとき
- (4) 営業停止又は営業許可取消し等の処分を受けたとき
- (5) 解散決議をしたとき
- (7) 財務状態が厳しく悪化し又はその恐れがあると相手方が認めたとき
- (8) その他本契約に違反したとき
- (9) 上記各号に準ずる場合

第14条（存続条項）

本契約の規定のうち、第7条1項及び2項、第8条1項及び2項、第10条1項各号、第11条1項及び2項、第12条1項及び2項、本条、第15条、第16条は、本契約の終了後も有効に存続するものとする。

第15条（誠実協議）

本契約に定めのない事項及び本契約の各条項について疑義が生じたときは、甲乙誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

第16条（合意管轄）

甲及び乙は、本契約に関して生じた一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを合意する。

以上のとおり本契約が成立したことを証するため、契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上各自 1 通を保有する。

____年 ____月 ____日

甲 住所

氏名

印

乙 住所 東京都渋谷区渋谷二丁目 24 番 12 号
渋谷スクランブルスクエア 39 階

氏名 株式会社ライアートプロモーション
代表取締役 山田光寛 印